

／ 健保と年金 ／

ほっと便



2025

2

わかやま

白崎海岸と冬の星空

主な内容

- P2 令和6年度 年金委員・健康保険委員表彰 / 補助事業の申込方法等の変更 他
- P3 オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください
- P4 加入者の皆様に大切なお知らせ / 退職後の健康保険のご案内
- P5 WEB表示による「施設利用会員証」 / 優待施設追加のご連絡
- P6 熊野川舟下り・瀨峡めぐり / 年金教室の結果 / 社会保険クイズ

令和6年度年金委員・健康保険委員表彰

令和6年11月20日(水)、和歌山ビッグ愛 大ホールにおいて、社会保険事業の推進・発展のために尽力され、功績が顕著と認められた方々に対して、日本年金機構・全国健康保険協会から令和6年度委員表彰が行われました。受賞されました皆様をご紹介します。おめでとうございます。

【年金委員】

★厚生労働大臣表彰

●和歌山東年金事務所

太田 俊幸 (株式会社 紀洋)

★日本年金機構理事長表彰

●和歌山東年金事務所

松本 卓也 (和歌山染工株式会社)

●和歌山西年金事務所

中山 貴文 (日本赤十字社 和歌山医療センター)

●田辺年金事務所

井手 敬介 (福原ニードル株式会社)

★日本年金機構理事表彰

●和歌山東年金事務所

西出 陽一 (阪和電子工業株式会社)

●田辺年金事務所

大土 かおり (御坊商工会議所)

【健康保険委員】

★全国健康保険協会理事長表彰

南方 隆宏 (株式会社 世界一統)

松本 真由美 (社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会)

★全国健康保険協会和歌山支部長表彰

橋本 千恵 (医療法人 誠佑記念病院)

田和 ゆかり (社会福祉法人 九度山町社会福祉協議会)

雨郡 好美 (ワシン建設株式会社)

西脇 潤 (社会福祉法人 やおき福祉会)

受賞者 (順不同・敬称略)

補助事業の申込方法・補助券等の送付先変更について

これまで、当協会の補助事業をお申込みの際は、ご本人確認のために健康保険証のコピーを添付、返信用封筒には申込者の住所・氏名を記載していただき補助券等をご自宅等へ送付していました。

令和6年12月2日より健康保険証が廃止され、マイナ保険証による受診を基本とした仕組みに変わりましたので、次のとおり補助事業の申込方法及び補助券等の送付先を変更いたします。

- **申込書には会員事業所の名称、所在地、申込者(被保険者氏名又はご担当者氏名)等を記載し、同封される返信用封筒(切手貼付)にも同様に事業所の所在地、名称、申込者の記載をお願いいたします。**
- **取りまとめでの申込みは、申込みされた被保険者氏名、枚数の内訳(任意様式)を添付してください。**
- **補助券等は会員事業所の申込者へ送付いたします。**
- **補助券等の枚数に限りがありますので、申込枚数の上限設定又は会員事業所の被保険者数に応じた配分(枚数)とさせていただきます。詳細は当協会ホームページの各申込書に記載していますのでご確認ください。**

《対象となる補助事業》

「県内契約宿泊施設での宿泊補助」「フルーツ狩り(いちご・ぶどう)入園料補助」「ディズニーコーポレートプログラム利用券」「熊野川舟下り・瀬峡めぐり」「ナガシマスパーランド・乗り物パスポートのクーポンコード」「海遊館入館引換券」

令和6年度 社会保険協会費の納入について(お礼とお願い)

和歌山県社会保険協会の協会費の納入につきまして、今年度も会員事業主の皆様にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会はこの協会費を唯一の財源としまして、各種事業を実施しています。

この度、納入がお済みでない会員事業主様へ社会保険協会費の「振込依頼書」を同封いたしましたので、年度内(令和7年3月末まで)の納入につきまして、何卒ご協力ををお願い申し上げます。



●一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F

☎: 073-426-1555 FAX: 073-426-1565





日本年金機構
からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください

オンライン事業所年金情報サービスとは

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

受け取れる情報

保険料関係の情報・通知書

- **社会保険料額情報**
月末に納付する社会保険料の見込額の情報
- **保険料納入告知額・領収済額通知書**
当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書
- **その他情報**
保険料増減内訳書や賞与保険料算出内訳書等の情報

電子申請に活用可能な情報

- **被保険者データ**
社会保険に加入している従業員等の情報。
「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書を作成可能。



メリット

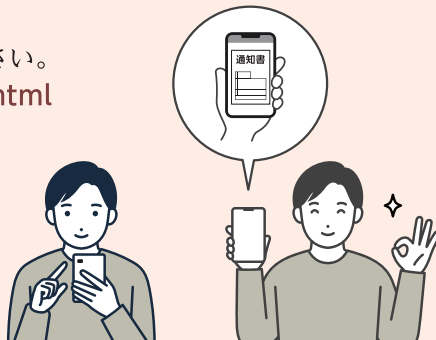
- **連絡不要で定期的に受け取りが可能**
一度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書のデータを受け取ることができます。
- **早く受け取り・確認が可能に**
例えば、被保険者データは、郵送よりも20日間程度早く受け取り・確認することができます。
- **電子申請が簡単に**
被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。
- **いつでも確認が可能で、共有も簡単**
24時間365日オンラインで確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。

※ご利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

日本年金機構

検索

・ご利用方法はこちらの
二次元コードからも
ご覧いただけます →



● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432



協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

加入者の皆様に大切なお知らせです

今後、退職の予定がある方・すでに退職された方へ



協会けんぽの健康保険証(資格確認書)が使用できるのは、“退職日”までとなります。資格がなくなった日以降、協会けんぽの健康保険証(資格確認書)を使用した場合は『無資格受診』となり、**保険給付費を返還**していただくことになります。

退職日の翌日からの健康保険は、ご自身で健康保険の加入手続きを行っていただく必要があります。
※資格喪失日は会社(事業主様)から提出された『資格喪失届』に基づいています。

～ 退職後の健康保険のご案内 ～

退職後の健康保険には**3種類**の選択肢があります！ご自身にあった健康保険の加入手続きをお願いします。

協会けんぽ			
加入先	協会けんぽの任意継続 最長2年	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住いの協会けんぽ 都道府県支部	お住いの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
保険料の算出方法	在職中は事業主と折半していましたが、全額自己負担となります。 ◎「保険料額」 退職時の標準報酬月額(上限30万円) (令和7年4月～上限32万円) × 都道府県別の健康保険料率で計算 (保険料率の改定等により変更となる場合あり)	加入する世帯の人数や前年の所得などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。 ★離職理由が、会社都合(倒産、雇止め、解雇)の場合は、保険料が減免されることがあります。 ※お住いの市区町村により保険料額が異なります。	ご家族の健康保険(被扶養者)に入られた場合、保険料の負担は原則ありません。
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 ・退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出すること。(郵送の場合は必着)	お住いの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族が加入されている健康保険の扶養条件を満たす必要があります。詳細は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。

事業所の担当者様 退職された方の健康保険証(資格確認書)は必ず回収をお願いします！

健康保険証(資格確認書)は、後日回収するのではなく、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」に添付して、**日本年金機構大阪広域事務センター**へご返却ください。(電子申請された場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、回収した健康保険証とともに、日本年金機構大阪広域事務センターへご返却ください。回収できない場合は届書の他に「健康保険被保険者証回収不能届(健康保険資格確認書回収不能届)」が必要です。)



WEB表示による「施設利用会員証」について

会員事業所の被保険者やご家族の方が優待施設を利用される際、提示等が必要な「施設利用会員証」について、これまでの紙カードによる発行に加えて、この度、**WEB表示による「施設利用会員証」の取得が可能**になりました。

WEB表示による「施設利用会員証」の取得方法は次のとおりです。

※WEB版、紙カードとも有効期限は2026年3月31日

施設利用会員証（紙カード）をお持ちの会員事業所の被保険者等

- 施設利用会員証の送付時に同封しました「当協会会員専用ページのご案内について」に記載しているユーザー名及びパスワードが必要ですのでご用意ください。
- 当協会HPのトップページ『施設利用会員証のお申込み』
⇒『施設利用会員証のお申込みについて』の※「WEB施設利用会員証」の表示は **和歌山県社会保険協会・会員専用ページ**へ
⇒ユーザー名及びパスワードを入力 ⇒ WEB施設利用会員証のボタンをクリック
⇒施設利用会員証の画面に会員事業所名を入力（例：○○○○株式会社等）
⇒入力して進む ⇒ WEB版（右）が表示されます
- スクリーンショットでご利用する場合は「**有効期限**」欄まで表示し、保存してください。



【スマホ画面】

施設利用会員証（紙カード）をお持ちでない会員事業所

- 当協会HPのトップページ『施設利用会員証のお申込み』
⇒『施設利用会員証（WEB版含む）』の申込方法等
⇒ **「施設利用会員証」申込書**へ
申込書を印刷し、必要事項を記載のうえ返信用封筒（事業所所在地・名称、ご担当者氏名を記載、110円切手貼付）を同封して当協会あて郵送してください。WEB版の取得に必要なユーザー名等を返送いたします。
また、紙カードを希望される場合は枚数を記載してください。
- 紙カードの提示が必要な優待施設は当協会HPで【紙カード】と表示しています。表示のない優待施設はWEB版又は紙カードのどちらも利用可能です。

優待施設が追加されました！（新規契約のお知らせ）

この度、以下の宿泊施設と宿泊料金等について優待契約を締結しましたのでお知らせいたします。

当協会の会員事業所の被保険者とそのご家族の方等は優待料金でご利用いただけます。家族旅行等にご利用ください。各施設の詳細は当協会HPからご覧いただけます。

なお、**（紙）と記載の施設は、「施設利用会員証」紙カードの提示のみ優待扱い**となりますので、ご注意ください。

城崎温泉の18宿泊施設：兵庫県豊岡市

★西村屋ホテル招月庭 ★ときわ別館 ★西村屋本館 ★千年の湯 古まん ★つたや ★泉都
★安田屋旅館（紙）★大和屋 ★小林屋（紙）★山本屋（紙）★やなぎ荘（紙）★しのめ荘
★月のしずく ★おけ庄 ★みつわ ★東山荘（紙）★川口屋城崎りバーサイドホテル ★あざざり荘

＜対象者＞ …… 会員事業所の被保険者と同伴者全員

＜優待内容＞ …… 宿泊料金または食事付日帰り入浴料金の10%割引
※休前日・年末年始・お盆・GW期間は割引対象外
※他の割引との併用は不可

＜予約等＞ …… 電話予約のみ適用。

利用者が直接施設に「和歌山県社会保険協会の会員である」旨を伝えて予約し、当日チェックインの際にフロントへ「施設利用会員証」を提示してください。



★シーサイドホテル舞子ピラ神戸（神戸市）

＜対象者＞ …… 会員事業所の被保険者と同伴者全員

＜優待内容＞ …… 宿泊料金（朝食付）
平日・日曜・祝日 → 11,240円が7,500円
休前日 13,550円 → 10,000円 ※他の割引との併用は不可

＜予約等＞ …… 上記の城崎温泉の「予約等」と同様です。



●一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F

☎: 073-426-1555 FAX: 073-426-1565



水上の参詣道～熊野川舟下り / 山・水・岩の大溪谷～瀨峡めぐり

熊野古道は古来、熊野三山と呼ばれる熊野本宮大社（田辺市）、熊野那智大社（那智勝浦町）、熊野速玉大社（新宮市）への参詣に利用された道で、平成16年7月に世界遺産に登録され昨年20周年を迎えました。

この「紀伊山地の霊場と参詣道」は古道巡りの観光として、海外の旅行者からも人気を集めています。

当協会では、(一財)熊野川町ふれあい公社様との契約による乗船料優待及び補助券発行の事業を今年も実施します。

お申込み方法等詳細は、当協会HP『熊野川舟下り、瀨峡めぐり』をご覧ください。

「熊野川舟下り」

- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎0735-44-0987
新宮市熊野川町田長54-8(道の駅 瀨峡街道熊野川内)
- ☆期 間 … 令和7年3月1日～令和7年11月30日
- ☆料 金 … (大人)中学生以上 …… 4,950円⇒4,500円(割引後)
(小人)4歳～小学生 …… 2,200円⇒2,000円(割引後)
※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 歴史の参詣道、熊野川下りの舟旅
熊野速玉大社横の河原まで約16km・90分



(提供)公益社団法人和歌山県観光連盟



「瀨峡めぐり」

- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎0735-44-0987 ※左記と同じ
当日の乗船受付、料金支払いは玉置口サテライトになります
新宮市熊野川町玉置口8-1 玉置口サテライト
- ☆期 間 … 令和7年3月1日～令和7年11月30日
- ☆料 金 … (大人)中学生以上 …… 3,000円⇒2,700円(割引後)
(小人)4歳～小学生 …… 1,500円⇒1,350円(割引後)
※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 瀨峡(瀨八丁)の大自然をめぐる舟旅約40分



☆当協会発行の「施設利用会員証」を受付へ提示すれば上記割引が受けられます。

☆施設利用券(補助券)を発行します！

当協会よりコースが選択できる補助券を先着100枚(補助額1,000円 ※1グループ2名以上の乗船に限る)発行します。

当補助券の有効期間は令和7年3月1日～同年11月30日迄で上記割引との併用が可能です。

当日受付へ提出してください。

「熊野川舟下り」及び「瀨峡めぐり」の詳細は、公式ホームページ 川舟センター <https://www.kawabune.info> をご確認ください。



令和6年度の年金教室を開催しました！

会員事業所様の社会保険事務担当者並びに年金委員の方等を対象に年金制度をさらに理解していただくための年金教室を田辺市・和歌山市の2会場で開催しました。

○11月6日：県立情報交流センター(田辺市) Big・U (13名)

○11月12日：和歌山ビッグ愛(48名：右写真) ※()内は参加者

2会場とも、松嶋治子社会保険労務士(合同会社 労務アシスト)並びに日本年金機構(和歌山東・田辺年金事務所)の職員の方にご講演をいただきました。

講師の方々、参加されました皆様ありがとうございました。



社会保険クイズ

国民年金保険料の免除制度に関するクイズです。

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)

が一定以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが困難な場合は、ご本人が申請書をお住まいの市町村の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出し、日本年金機構において審査を行い、審査の結果、承認されると保険料の納付が免除されます。

免除される額は、全額、**A**、半額、**B** の4種類があります。この **A**・**B** に該当する各免除をお答えください。

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2025年3月31日(月)までに当協会(発行所)あてご応募ください。

正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りいたします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)ご応募いただいた際の個人情報、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

